

## 明治大学レインボーサポートセンター規程

2020年1月29日制定

2019年度規程第18号

(目的及び設置)

**第1条** 明治大学（以下「本大学」という。）は、本大学の学生に対する多様な性に配慮した諸施策を推進することにより、性の在り方にかかわらず、すべての学生が適正に教育研究その他の活動を行うことのできる環境の整備及びあらゆる多様性を受容・尊重できる価値観を有する人材の育成に資することを目的として、学長の下に明治大学レインボーサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

**第2条** センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多様な性に関する諸活動の企画・立案及び実施
- (2) 多様な性に関する相談・助言
- (3) 多様な性に関する学内外の関係機関・部署との連絡・調整
- (4) 多様な性に対する理解を深めるための啓発活動
- (5) 多様な性に関する情報の収集、調査・分析及び発信
- (6) その他センターの目的達成に必要な事業

(組織)

**第3条** センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長1名
- (2) 副センター長1名
- (3) センター員6名以内

(センター長)

**第4条** センター長は、学長の命を受けてセンターの業務を総括し、センターを代表する。

- 2 センター長は、副学長のうちから、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

**第5条** 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、

その職務を代行する。

- 2 副センター長は、副学生部長のうちから、センター長が指名する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、副センター長の任期及び再任について準用する。

(センター員)

**第6条** センター員は、センター長の命を受け、センターの目的達成に必要な業務を遂行する。

- 2 センター員は、専任教員のうちから、センター長が指名する。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、センター員の任期及び再任について準用する。

(運営委員会)

**第7条** センターの運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 第2条に掲げる事業に関すること。
- (2) センターの管理・運営に関すること。
- (3) センターの予算及び決算に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めたこと。

(運営委員)

**第8条** 委員会は、次に掲げる運営委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) センター員
  - (4) 学生相談員長
  - (5) 学生支援部長
  - (6) 学生支援部学生支援事務長，和泉学生支援事務長，生田学生支援事務長及び学生相談事務長並びに中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務長
- 2 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

**第9条** センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

**第10条** センター長は、センターの業務を遂行するため、必要に応じて、事案ごとにワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、センター長が委員会の同意を得て、これを定める。

(事務)

**第11条** センターに関する事務は、学生支援部学生支援事務室が行い、学生支援部和泉学生支援事務室、生田学生支援事務室及び学生相談事務室並びに中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室がこれに協力するものとする。

(規程の改廃)

**第12条** この規程を改廃するときは、委員会の議を経なければならない。

(雑則)

**第13条** この規程の施行に必要な事項は、委員会の議を経て、センター長がこれを定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長、副センター長及びセンター員の任期は、それぞれ第4条第3項本文、第5条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

(通達第2670号)